

共立社まごころ積立制度 利用約款

(目的・適用)

第 1 条 この約款は、生活協同組合 共立社(以下、「生協」といいます)がおこなう共立社まごころ積立制度(以下、「まごころ積立」といいます)に関するルールを定めます。

2 本規程に定めのない事項は、取扱に関する説明書等(パンフレット・ご案内文書等)に記載した定めによります。

(まごころ積立の内容)

第 2 条 生協組合員(以下、「組合員」といいます)が、家族やご自身の将来の葬祭のために、予めその費用にあてるお金を生協に積み立て、こ〜ぷ葬祭を利用する際に説明書等(パンフレット・ご案内文書等)に記載した特典を受けることができます。

2 災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置、製造者・生産者・サービス提供者の事情その他の事由により特典の全部又は一部を停止することがあります。この場合、特典の停止について、生協は責任を負わないものとします。

3 まごころ積立金には利息はつきません。

(まごころ積立の申し込み)

第 3 条 まごころ積立の申し込みを希望される組合員は、生協の定めにしたがって申し込みをおこなうことで、前条に定めるまごころ積立を利用することができます。その際、積立金の引き落としを行う、銀行等金融機関の口座の登録が必要です。(以下、登録完了した組合員を「まごころ積立会員」といいます)

なお、生協は、サービスの充実、利用者の便宜向上のため、告知のうえ払込先を変更する場合があります。

2 未成年者がまごころ積立の申し込みを希望する場合は、親権者(法定代理人)の同意を得て申し込みをおこなうことができます。

3 申し込みにあたっては、口座名義人の承諾を得るものとします。この場合、名義人からの異議については、申し込みの申請を行った者が責任をもって対応します。

4 銀行等金融機関の口座の登録を行う際、所定の期限内に口座登録が完了しなかった場合の扱いについては、この約款の規定にかかわらず、別途定めるところによります。

5 組合員は、氏名・住所・お届け先・電話番号・振替口座等、申し込みの際に届け出た事項を変更する必要がある場合、変更の内容を遅滞なく生協に届け出るものとします。

(まごころ積立の登録)

第 4 条 組合員は、毎月の積立額 1,000 円を最低金額とし、1,000 円単位で上限 10,000 円まで任意に選択し、積立総額 1,500,000 円まで積立てることができます。

2 まごころ積立の積立は、毎月 10 日までに利用登録が完了している場合、翌月 5 日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)に、前 3 条により登録いただいた銀行等預金口座から口座振替となります。

3 前項の口座振替が、預金口座の残高不足などにより振替ができなかった場合、積立はできません。また、翌月分への加算はおこなわれません。

(まごころ積立制度 特典の受け取り)

第 5 条 まごころ積立制度 特典の受け取りは、次に掲げる場合となります。

- ① まごころ積立会員本人もしくは家族(同居・別居を問わず)が喪主となる場合。
- ② まごころ積立会員本人もしくは家族(同居・別居を問わず)が利用代金の支払いとなる場合。
- ③ 葬儀ご依頼前日までに「まごころ積立加入証」の発行がある場合

2 前項の場合、次の特典を受けることができます。

- ① 葬儀利用金額の 1%の値引き
- ② 仏壇・墓石の提携店の吉運堂を利用の場合、仏具(一部特価品を除く)の 10%の値引き

3 まごころ積立金は、葬祭以外の次の場合への支払いもできます。

- ① こーぷ葬祭取扱商品の購入代金への支払い。但し 1,000 円単位とします。
- ② 共同墓地・納骨堂「こーぷ協同の苑」の利用代金への支払い。
- ③ その他生協に対する支払いへの振替。

(まごころ積立の解約)

第 6 条 まごころ積立会員が、次の事項に該当する場合は解約となります。

- ① 生協を脱退される場合。
- ② まごころ積立会員本人のお申し出による任意解約の場合。
- ③ まごころ積立金の全額を利用し、以後のまごころ積立を継続しない場合。

2 解約には所定の手続きが必要です。解約の際の理由は問いません。

(まごころ積立金の返金)

第 7 条 まごころ積立を引続き継続され、まごころ積立金の全額または一部の返金を希望される場合は、次によるものとします。

- ① 「まごころ積立金返金申込書」による手続きが必要です。
- ② 返金額は 1,000 円単位とし、返金申し込み受付締め切りは、毎月 10 日及び 20 日とし、締め切り後 7 日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)にご指定の金融機関口座への振り込みとなります。

(まごころ特典に問題がある場合)

第 8 条 提供した特典に相違等がある場合、利用者は生協またはサービス提供店に速やかに連絡をおこないます。

2 相違や不具合等について、注文に基づく契約書類の定めに従い、サービス提供店が対応をおこないます。

(まごころ積立金に対する疑義等)

第 9 条 まごころ積立金額に疑義が生じた場合、まごころ積立会員は速やかに生協に連絡するものとします。

(協議解決)

第 10 条 本約款及び関連する規程等に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者と生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第 11 条 まごころ積立会員と生協との間で裁判上の争いになったときは、生協の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本約款の変更)

第 12 条 生協は、サービスの充実、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他サービスの円滑な実施等、必要があると判断をした場合に、本約款を変更することができます。

2 前項の場合、生協は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、まごころ積立会員への周知を図ります。

- ① 電子メールの送信等の電磁的方法
- ② Web サイトへの掲示
- ③ 定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法

付則

1 本約款は、2023 年 12 月 21 日より施行する。

2 この約款に関する解釈上の疑義、改廃及び変更は、共立社常務理事会が決定し、共立社理事会へ報告をおこなう。